



当別町

農業委員会だより

第8号
(令和2年1月発行)
当別町農業委員会
〒061-0233
当別町白樺町57番地3
電話 0133 (23) 3279



農業委員会道外研修視察の様子（JAあぐり・石川県小松市）

新年のご挨拶

会長 重原 昌章

新年明けましておめでとうございます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

また、日頃より農業委員会の業務推進につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、昨年1月に実施した農業者名簿の調査では、農家戸数が遂に500戸を下回る結果となり、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止など、取り組んでいかなければならない課題が山積しております。

今年は、当別町においても「人・農地プラン」を実質化するための取り組みが進められる予定であり、農業委員会といたしましても、「農地所有者、耕作者の意向把握調査」やそれを踏まえた「地域の話し合い活動」に積極的に参加・支援していく所存であります。

農業に携わる皆さんが、これからも希望を持って地域農業に取り組めるよう、町、関係機関並びに団体と一丸となって「農地利用の最適化」に取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今年も天候に恵まれ、豊穰の秋を迎える事が出来ますよう、心よりご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

農業委員を募集します！

現在の農業委員の任期が令和2年7月19日で満了となることから、新たな農業委員の推薦・応募を受け付けます。農業に精通している方で、農地の権利移動や転用の許認可、担い手への農地の集積、現地調査・パトロールなど、農業委員としての業務を適正に行うことができ、地域農業の発展や農地利用の最適化の推進にご尽力いただける方の推薦や応募をお願いします。

募集人数	16人
任期	3年間（令和2年7月20日～令和5年7月19日）
身分	当別町の特別職の非常勤職員
報酬	月額 40,000円
業務内容	(1) 農地の権利移動等の申請許可、決定等の審査のため、現地確認や農業委員会総会（毎月開催）に出席 (2) 遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農支援のための活動、指針等の作成 (3) 農地中間管理機構との連携
推薦を受ける者及び応募する者の資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者。 (1) 町内に住所を有する者（町内で営農している者を含む。） (2) 当別町の執行機関の委員でない者 (3) 当別町職員でない者 また、次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
推薦及び応募手続	所定の様式に必要事項を記載し、推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行後3か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの）を添付して、直接又は郵送により農業委員会事務局まで提出してください。
受付期間	令和2年1月6日（月）から31日（金）まで（必着） ※申込み状況によっては、受付期間を延長する場合があります。
募集案内・各様式	募集案内及び各様式は、町ホームページに掲載しているほか、農業委員会事務局の窓口に備え付けています。 (1) 推薦の場合・・・別記様式第1号 ① 町内全域及び地区からの推薦（3名以上の連名による推薦） ② 農業者が組織する団体等からの推薦 (2) 個人からの応募の場合・・・別記様式第2号
任命方法	委員候補者評価委員会の意見を参考に、委員候補者の中から農業委員に相当と認める者を町議会の同意を得て、7月に町長が任命します。 ※法律の規定等により、選考に当たっては、下記の条件があります。 ・認定農業者等又はこれに準ずる者の合計が過半数を占めること。 ・農業委員会の所掌する事項に関し利害関係のない者を含むこと。
申込者等の情報の公表	法律に基づき、受付期間中及び期間終了後に申込者等の情報を町ホームページ等で公開します。

農業用倉庫・格納庫の建設にも農地転用の許可が必要です！

農地に家を建てたいなど、農地を耕作の目的以外で利用する場合は、農業用の倉庫や格納庫であっても、農地転用の許可を受けなければなりません。

許可を受けないで無断で転用した場合には、工事の中止や現状回復などの命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役や3百万円（法人1億円）以下の罰金という罰則の適用もあります。

自分の土地であっても、許可なしに転用することはできませんので、転用をご検討の際には、農業委員会にご相談ください。



農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

◎こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方



◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料はいつでも変更 できます。

月々2万円から6万7千円まで

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。

例: 認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は10,000円(5割)補助

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

全国農業新聞は
地域農業者の代表機関である
農業委員会のネットワークが
発行する週刊の農業総合専門紙です。

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 月4回金曜日発行

月700円 年8,400円(税込)

購読の申込みは、お住まいの市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

発行所
一般社団法人
全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル2F
☎ 03-6910-1130
☎ 03-3261-5132
✉ gyoumu@nca.or.jp
<http://www.nca.or.jp/shinbun>

農業者の視点でお届けします

- ① 特長のある週刊新聞 解説に力点をあいた企画編集とニュース報道
- ② 時代に鋭く斬り込む 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 経営に役立つ 知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
- ④ 喜びや悩みを共感できる 読者の心に訴え、ともに考える
- ⑤ 読みやすく親しみやすい 老若男女が楽しむ読める

賃借料情報

前年中に農用地利用集積計画で賃貸借されたデータを取りまとめましたので、農地を貸し借りしようとする際
の目安としてください。(10アール当たり単位:円)

地区名	区分	平均額	最高額	最低額	筆数
青山・弁華別・茂平沢・六軒町・中小屋・金沢 樺戸町・若葉・上当別・下川町・本町市街地	田	15,800	19,500	10,000	132
	畑	6,800	7,000	5,600	14
東裏・対雁・蔵岱	田	17,500	19,500	15,000	68
	畑	7,400	8,000	6,500	6
川下・当別太・獅子内の一部 ビトエ・太美市街地	田	17,700	20,000	15,000	56
	畑	6,600	7,500	5,000	12
高岡・獅子内の一部 (道道岩見沢石狩線の北側)	田	16,300	16,500	15,000	23
	畑	6,600	6,600	6,600	12
当別ダム以北	田	15,000	15,000	15,000	52
	畑	5,000	5,000	5,000	4
当別町の平均額	田	16,400	20,000	10,000	331
	畑	6,600	8,000	5,000	48

農業委員会への申請書の受付期限と総会審議日程

申請書受付期限			現況証明	総会審議
農地法 3条,4条,5条	農用地利用集積計画	協議会		
1月10日(金)	1月10日(金)	1月22日(水)	/	1月31日(金)
2月10日(月)	2月10日(月)	2月21日(金)		2月28日(金)
3月10日(火)	3月10日(火)	3月23日(月)		3月27日(金)
4月3日(金)	4月3日(金)	4月15日(水)		4月24日(金)
5月7日(木)	5月7日(木)	5月15日(金)	5月7日(木)	5月25日(月)
6月5日(金)	6月5日(金)	6月15日(月)	6月5日(金)	6月26日(金)
7月3日(金)	/	/	7月3日(金)	7月27日(月)
8月5日(水)	8月5日(水)	8月14日(金)	8月5日(水)	8月25日(火)
9月4日(金)	9月4日(金)	9月15日(火)	9月4日(金)	9月25日(金)
10月5日(月)	10月5日(月)	10月15日(木)	10月5日(月)	10月26日(月)
11月5日(木)	11月5日(木)	11月16日(月)	11月5日(木)	11月25日(水)
12月4日(金)	12月4日(金)	12月15日(火)	/	12月25日(金)

注1 受付期限以降に申請された案件につきましては、翌月の総会となります。(期限厳守)

2 新規就農等に伴う申請につきましては、総会審議までに時間を要する場合があります。

3 総会日程は、都合により変更になる場合があります。

4 現況証明は、積雪により現地調査が困難となることから、12月～4月までの期間は受け付けません。

事前予約のお願い!(申請・届出・相談など)

申請や届出・相談(農地の転用・権利の移動、現況証明など)のお客様で窓口が込み合い、長時間お待ちいただくことや、職員が研修、会議等で不在の場合があります。

大変お手数ですが、農業委員会事務局に事前予約のうえ、ご来庁いただきますようご協力をお願いします。